

日水連発 2509-115 号
2026 年 3 月 26 日

各加盟団体
会長 様
競技委員長 様

公益財団法人日本水泳連盟
会 長 鈴木 大地
競技委員長 八塚 明憲
総務委員長 丸笹 公一郎
(公 印 省 略)

「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、
用具のロゴマーク等についての取扱規程」の改定について

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、本連盟の諸事業にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本連盟では、競技者のマーケティング活動の柔軟性を高めるため、ロゴマーク等の取扱規程を改定しました。新たな規程は 2026 年 4 月 1 日より施行いたします。つきましては、別添資料をご確認いただくとともに、次年度に向けて選手・チーム・監督の皆様への周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。周知にあたっては、添付の PDF「競技会において着用又は携行できる水泳用品・用具のロゴマーク等についての取扱規程改定のお知らせ」を貴連盟所属の登録団体に配布（メール配信等）するなど改定の趣旨が伝わるようにご配慮願います。

なお、詳細につきましては 4 月 5 日（日）に開催の 2026 年度全国競技委員長会議にて説明させていただきます。